

地域密着型通所介護  
予防専門型通所サービス

重要事項説明書

株式会社 フレンズハウス

**重要事項説明書**  
**(地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス)**

厚生省第37号第8条に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者の名称	株式会社フレンズハウス
事業者の所在地	名古屋市中川区広田町二丁目21番地
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 奥村 文章
電話番号	052-364-6780

2 ご利用事業所者

サービスの種類	地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス
ご利用事業所の名称	デイサービスセンター フレンズハウス
指定番号	愛知県 第 2371100757
所在地	名古屋市港区七番町五丁目12番地
連絡先	052-661-9944
E-Mail	friends-house@topaz.ocn.ne.jp

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定数	名古屋市基準 該当サービス
認知症対応型共同生活介護	H16.7.1	2371100716	18名(2ユニット)	該当・非該当
居宅介護支援事業所	H24.9.1	2371101680		該当・非該当

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社 フレンズハウスが開設するデイサービスセンター フレンズハウスが行う事業の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護師等が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話をし、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

## 5 施設の概要

### (1) 敷地及び建物

敷地	626.64㎡	
建物	構造	鉄骨造陸屋根2階建
	延べ床面積	177.9㎡
	利用定員	10名

### (2) 設備

設備の概要	数	面積	備考
機能訓練室・食堂	1	41.58㎡	
機能訓練室・食堂(共有)	1	44.04㎡	居宅介護支援事業所共有
一般浴室	1	11.25㎡	
相談室	1	7.28㎡	
静養室	1	9.80㎡	
便所	3	7.02㎡	
便所(共有)	1	2.70㎡	居宅介護支援事業所共有

## 6 職員体制

管理者	生活相談員	介護従事者	機能訓練指導員
1名	1.4以上(常勤換算)	2以上(常勤換算)	1名以上

## 7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	9:00~18:00 常勤で勤務	9日間/月 (28日の月は8日間)
生活相談員		
介護従事者	9:00~18:00の間 常勤・非常勤で勤務	
機能訓練指導員	9:00~18:00の間 非常勤で勤務	
運転手	9:00~10:00 17:00~18:00 非常勤で勤務	

## 8 営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日 (ただし12月31日~1月2日を除く)
営業時間	9:00 ~ 18:00
サービス提供時間	9:55 ~ 17:00

## 9 サービスの概要

### (1) 法定給付サービス

サービス種別	内 容	利 用 料
食 事	利用者の身体状況に合わせて、栄養に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 《食事時間》 12:00～13:00	介護報酬告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別紙に記載された額、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
入 浴	利用者の状況に応じて、一般浴により入浴サービスを提供します。	
送 迎	利用者の希望により、自宅から当施設までリフト付の専用車等で送迎いたします。但し、通常の営業区域外の方については給付外サービスとなります。	
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄自立についても適切な援助を行います。 おむつを使用する方は適切な回数の交換を行います。但し、その場合おむつ代は別途申し受けます。	
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練サービスを毎週1日行います。	
着替、整容など	入浴時等に、着替えの援助が必要な場合は、適切に援助を行います。	
健康管理と緊急時の対応	入浴前に血圧、体温の測定を行い、健康状態を確認します。 サービス提供中に事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、病院への搬送、救急車の手配などを行います。	
相談および援助	当施設は利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもってこれに応じ、可能な限り必要な援助を行います。 《相談窓口》 管理者 平良 みどり	

### (2) 法定給付外サービス

サービス種別	内 容	自己負担額
送 迎	通常の実施区域（港区・中川区・熱田区・南区）外の方で、当施設が送迎可能と判断した場合には、当施設の送迎サービスをご利用いただけます。	20円/km
食事の提供	施設で提供させていただく給食については食費実費を申し受けます。	50円
洗 濯	希望により洗濯を利用した場合に申し受けます。	50円/回

サービス時間の延長	介護計画で必要とされるサービス利用時間を越えるサービス提供については、当施設が受入可能な場合にのみご利用いただけます。	一律1,000円
日常生活上必要となる便宜の供与	日常生活において、通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用。	実費

## 10 苦情申し立て先

ご利用者ご相談窓口 担当者 平良 みどり	営業日 午前9時～午後6時 電話 (052) 661-9944
行政窓口 名古屋市介護保険課 港区役所福祉課	平日 午前9時～午後5時 電話 (052) 959-3087 電話 (052) 654-9692
国民健康保険団体連合会	平日 午前8時45分～午後5時30分 電話 (052) 971-4165

## 11 事故発生時の対応

予防	利用者の身体状態等から建物の中や外にある状況等を考え、各利用者の特性等をベースにできる限りのリスクを周知する。
事故発生時	<p>1、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。</p> <p>&lt;行政&gt; 平日 午前9時～午後5時 愛知県 健康福祉部高齢福祉課 電話 (052) 961-2111 名古屋市 健康福祉局介護保険課 電話 (052) 959-3087</p> <p>2、前項の事項の状況及び事故に際して採った処置について記録し、再発防止のための対策を講じます。</p> <p>3、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。</p>

## 12 非常災害時対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応します。
近隣との協力関係	非常時の相互の応援協力をお願いしてあります。
平常時の訓練	別途定める「デイサービスセンターフレンズハウス 消防計画」にのっとり年2回、利用時間を想定した避難訓練、消防訓練、通報訓練などを行います。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消化器具（3箇所）</li> <li>・自動火災報告設備</li> <li>・消防機関へ通報する火災報知設備</li> <li>・誘導等</li> </ul>
消防計画など	<p>港消防署への届出日 令和6年1月26日</p> <p>防火管理者 橋本 伸吾</p>

### 1.3 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

喫煙	喫煙については決められた場所にてお願いします。
外出	利用中のお一人での外出はご遠慮ください。徘徊癖のある方の場合、事前にその旨をお知らせください。
所持品の管理	ご自分のものは、原則としてご自分で管理願います。また、所持品には必ずお名前を記載願います。
リハビリの器具の使用	利用に際しては、必ず職員にお声をお掛けください。間違った使用方法では危険な場合もあります。
共用設備の使用	多くの利用者が共用されるものですので、丁寧に利用するよう心がけてください。不注意な使用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮願います。
伝染性疾患の情報提供	利用者が他に感染の恐れのある病気に罹患した場合には、速やかにその旨を施設までご連絡願います。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）</li> <li>○職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）</li> <li>○職員に対するセクシュアルハラスメント（意の添わない性的誘いかけ好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）</li> </ul>
サービス利用のキャンセルについて	都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、当日の午前9時までにご連絡ください。キャンセル料はいただきません。 <p style="text-align: center;">連絡先      (052) 661-9944          デイサービスセンター フレンズハウス</p>

# 身体拘束廃止に関する指針

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

## (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

## (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## (3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、拘束の理由・時間帯・期間を詳細に説明し、本人・家族の同意を得て行います。